

平成21年6月

高取町土地開発公社等に関する調査特別委員会調査報告書の概要

高取町議会

1. 委員会の設置 平成20年3月14日
2. 委員会の構成 委員長 新澤明美
副委員長 松川博文
委員 田中義光 西川雅三 墨田頼美 梶屋雅彦
オブザーバー 議長 南芳弘
3. 調査項目 新市街地開発事業における高取町土地開発公社等の事務処理について
4. 委員会の開催状況 第1回平成20年4月21日～
第17回平成21年5月15日
5. 調査報告

新市街地開発事業では、大字兵庫・与楽・薩摩・森の約58haにおいて、福祉ゾーン（福祉施設を含む公共事業）・工場団地・住宅団地を計画し、高取町土地開発公社（公社）は福祉ゾーンを、高取テクノビレッジ協同組合は工場団地を、新規民間業者は住宅団地を担当するという三者によるものである。但し、「公有地の拡大の推進に関する法律（公拡法）」により、公社は福祉ゾーン以外の事業に関与することができない。

今回の不祥事において、特に指摘すべき点は、公社前理事長 筒井良盛が、独断で公社名義・印鑑を使用し、開発当初から長期にわたって不正行為を繰り返してきたことである。公社の役割を逸脱した民間との様々な契約・土地取引・金銭授受等、「公有地の拡大の推進に関する法律」に抵触する行為を行使してきた。さらに、金融機関における前理事長独断の公社名義の借り入れや複数の公社名義等の口座の存在、虚偽の公金の借り入れ、平成7年から19年までの虚偽の公社決算等虚偽公文書作成、業務上横領など数々の不正が確認された。

以下は、前理事長が独断で公社名義を使用した主な不正事項

平成7年から8年にかけて

- ①「地位譲渡契約」を民間業者と締結し、不明朗な金銭授受を行う。

契約は、福祉ゾーン以外の地域で、事業者主体としての地位を以前の業者から公社へ有償で譲渡するというもので、契約金の一部として7億円を民間業者に支払う。資金については、一旦、正規の公社会計内で支払い、後日、不明資金の入金によって、穴埋めしている。

- ② 高額な福祉施設用地取得契約をして、不明朗な金銭授受を行う。
契約の金額 415,095,949円、面積 8,071.86㎡ (約170,000円/坪)。
資金については、公社会計で、65,096,649円 (約26,600円/坪) 支払い、残額の3億5,000万円は、公社名義を独断で使用し、不明資金で調達している。
- ③ 福祉ゾーン以外の地域の土地所有者と「協定書」を締結し、不明資金で「預託金」を調達している。
- ④ 工場団地と住宅団地の位置変更に伴い、民間業者との間で「土地の等積交換」の契約をし、不明朗な土地取引を行う。
交換地のうち、17,551㎡については、公社名義で、不明資金10億9,800万円を調達し、公社へ所有権移転する。この件については、現在、裁判中である。
- ⑤ 住宅団地の開発申請者として、民間業者に名義借用を依頼し、当初から事業主が決まっているかのように偽装していた。

平成16年

- ⑥ 虚偽の公文書(伺い書)のもと、金融機関から正規に3億5,000万円借り入れる。使途については、民間業者の口座、公社名義の裏口座を経由し、主に前理事長による独断の借入金の返済(ア3億円、利息706,849円イ3,000万円、利息74,794円)に充てる。裁判では、その他の12,355,203円について、業務上横領の判決が下されている。

このたび、不正発覚により、町が公社の多額の債務を負担することになる等、住民に与えた損害は甚大であり、前理事長 筒井良盛の負うべき責任は重大である。また、すべてを確認していないまでも、ある程度の事業の流れを把握していた公社の理事、監事の責任は問われる。

現在、公社が刑事告訴をしているが、今後、町が被った損害の賠償を請求することも必要ではないかと考える。

以上が、現在までに調査した内容の報告である。

尚、今後の対応については、新しい議会に継続する。